

10月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和6年10月15日

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)のお知らせ

特別徴収に今年度から該当する世帯は、これまでは納付書や口座振替でお支払いいただいていた国民健康保険税を10月より年金から直接お支払いいただくことになります。対象の世帯には、すでに送付しています「国民健康保険税納税通知書(賦課明細書)」の各徴収月欄にあらかじめ年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

特別徴収とは

「特別徴収」とは、国民健康保険税を世帯主が受給している年金からあらかじめ納める方法(天引き)のことです。国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

特別徴収に該当する世帯とは

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯が、特別徴収の対象世帯になります。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること

※世帯主以外の人の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

※特別徴収の対象となる年金の種類には優先順位が定められています。

2つ以上の種類の年金を受給されている場合、その合計額が③の条件を満たしていても、1つの年金だけであれば③の条件を満たさない場合は、特別徴収に該当しません。



国民健康保険税を滞納すると

納期限を過ぎると督促が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。



納期限から1年を過ぎると、医療費はいったん全額自己負担となる場合があります。



それでも納めないでいると、国民健康保険の給付が全部、または一部差し止めになります。差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。



◎そのほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

保険税の納付が困難な時は、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。

滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

また、自己破産等特別な事情がある場合は、それを証明する資料をお持ちのうえ、担当窓口にご相談ください。



対象となる節目の年齢の人へ

● 口腔健診のご案内

今年度から対象年齢が5歳刻みになりました。対象となる人には、10月下旬に受診券を送付します。

対象者

令和6年4月1日時点で

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の
大和郡山市国民健康保険の被保険者の人

費用

無料



期間

令和6年11月1日～令和7年2月28日

場所

市内各実施
歯科医療機関※

※受診できる医療機関は限られます。詳細は10月下旬に届く受診券に同封の案内をご確認ください。

● 特定保健指導を受けましょう

◆ 特定保健指導とは

特定健診の結果、メタボリックシンドローム又はその予備軍と判定された方を対象に行われる、生活習慣改善のための保健指導です。

自分の健康状態を把握しながら、これまでの習慣を見直す意識と行動が、病気にならないための第一歩です。保健師・栄養士等と一緒にメタボ改善を目指しましょう。



対象者

大和郡山市国民健康保険に加入している方で、特定健診を受けた結果が、特定保健指導の対象となった方

● 交通事故のケガの治療で保険証を使ったら必ず届出を

交通事故など第三者の行為によってケガをし、保険証を使った治療を受けたときは「第三者行為による被害（傷病）届」の届出をする必要があります。示談の前に必ずご相談ください。

〈お問い合わせ先〉 保険年金課 給付係 ☎53-1643

国民健康保険税の口座振込みのお申込について

市役所保険年金課窓口キャッシュカードをご持参いただき、申し込み用紙をご記入いただいた上、専用の端末に暗証番号を入力いただければ、電子的に金融機関に口座振替の登録を行うことができます。（金融機関によってはこのサービスを利用できないところもあります。下記、「利用可能な金融機関」をご覧ください。）

口座振替は、自動的に引き落としされるので、納付忘れがなく
大変便利です。ぜひ、口座振替をご利用ください。

◆ 利用可能な金融機関 ◆

● 奈良信用金庫
● 京都銀行
● 大和信用金庫

● みずほ銀行
● 関西みらい銀行
● 奈良中央信用金庫

● 三井住友銀行
● 南都銀行
● 近畿労働金庫

● りそな銀行
● 中京銀行
● ゆうちょ銀行

※ ペイジー口座振替受付サービスで申し込みができるのは国民健康保険税だけです。
他の税目や料金等につきましては、このサービスをご利用いただくことができません。
従来どおり申込書を金融機関の窓口へ提出して申し込むこともできます。

〈お問い合わせ先〉 保険年金課 保険税係 ☎53-1646